

改正

平成2年3月28日要綱第1号
平成3年9月1日要綱第3号
平成5年3月31日要綱第5号
平成10年4月1日要綱第2号
平成22年4月1日要綱第10号
平成22年12月17日要綱第17号
平成24年3月21日要綱第6号
平成25年3月22日要綱第2号

宇多津町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、宇多津町（以下「町」という。）が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/1（日間平均値）以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）」が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (2) 専用住宅 居住を目的とした住宅をいう。ただし、小規模店舗を併設した住宅を含む。
- (3) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する単独処理浄化槽をいう。

(補助金の交付対象区域)

第3条 町は、補助金の交付対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）を、次のとおりに定める。

- (1) 甲種区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により公共下水道の事業計画を定めた区域（以下「事業計画区域」という。）以外の区域をいう。
- (2) 乙種区域 下水道事業計画区域内であつて、補助の申請を行った年度及び翌年度において、公共下水道の整備又は供用開始が見込まれない区域をいう。

(補助金の交付対象者)

第4条 町は、前条の規定にあつて、専用住宅に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の要件に該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 現に専用住宅を賃借等している者で、浄化槽を設置することについて、所有者等の承

諾が得られない者

- (3) 専用住宅の販売、賃借、寄宿を目的とする者。ただし、居住の用に供するために専用住宅を購入した者を除く。
- (4) 町税等を完納していない者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (8) その他町長が定める者

（補助金額）

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表1に掲げる区分につき、それぞれに定める額を限度とする。

- 2 既存槽等の撤去及び処分をする場合は、別表2に掲げる区分につき、それぞれに定める額を限度として、当該撤去及び処分に要する費用に相当する額を前項に定める額に加算することができる。
- 3 前項に伴い配管工事をする場合は、別表2に掲げる区分につき、それぞれに定める額を限度として、当該配管工事に要する費用に相当する額を第1項に定める額に加算することができる。
- 4 前3項の事業に要する費用がそれぞれに定める限度額に満たないときは、補助金の額はそれぞれに要する費用の額以内とし、それぞれ千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）はあらかじめ補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認書の写し
- (2) 設置場所の位置図及び合併処理浄化槽の配置配管図
- (3) 既存槽等の配置配管図（第5条第2項該当者）
- (4) 合併処理浄化槽設置費の見積書の写し
- (5) 既存槽等の撤去及び処分費の見積書写し（第5条第2項該当者）
- (6) 配管工事費の見積書の写し（第5条第3項該当者）
- (7) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (8) 浄化槽の維持管理、補助金及び下水道に関する誓約書（別記第2号様式）
- (9) その他、町長が必要と認める書類

（交付決定及び通知書類）

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（別記第4号様式）によりそれぞれ通知する。
- 3 町長は、補助金の交付を申請した者が第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定をしないものとする。

(変更承認申請書)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（別記第5号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1ヶ月以内又は3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別記第6号様式）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 工事費請求書又は領収書の写し

(2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら浄化槽の保守点検又は清掃を行うにあつては、自らが行うことができることを証明する書類）

(3) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(4) 工事写真

(5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し、既存槽の浄化槽使用廃止届出書の写し（第5条第2項該当者）

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件が適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（別記第8号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) その他町長が違反と認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(補助対象者の責務)

第14条 補助対象者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽の機能が正常に稼動するように法定検査等を受検し、定期的な保守点検及び清掃を行わなければならない。

(その他)

第15条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の

現場において確認する。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月28日要綱第1号)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年9月1日要綱第3号)

この要綱は、平成3年9月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日要綱第5号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日要綱第2号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日要綱第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月17日要綱第17号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月21日要綱第6号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日要綱第2号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日要綱第10号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

1 人槽区分	2 甲種区域 限度額	3 乙種区域 限度額
5 人槽	332,000 円	166,000 円
6～7	414,000 円	207,000 円
8～50	548,000 円	274,000 円

別表2 (第5条関係)

1 区分	2 甲種区域 限度額	3 乙種区域 限度額
既存槽撤去費	90,000 円	45,000 円
配管費	90,000 円	45,000 円

別記

第1号様式 (第6条関係)

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住 所
氏 名 印

補助金交付申請書

年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、宇多津町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

1 事業の内容	浄化槽の設置場所	宇多津町
	浄化槽の型式	名 称 認定番号
	浄化槽の人数	人 槽
2 補助申請額		円 うち浄化槽設置に係る分 円 うち既存槽等撤去に係る分 円 うち配管に係る分 円
3 住宅の所有者		1 本人 2 共有 (人) 3 その他 ()
4 現在のし尿等処理状況		1 単独処理浄化槽 2 汲み取り 3 該当なし (新築) 4 その他 ()
5 放流先		河川 道路側溝 農業廃水路 その他 ()
6 着工予定年月日		年 月 日
7 完了予定年月日		年 月 日
8 浄化槽設置業者		業者名 登録番号 (届出番号)
9 添付書類		別紙添付のとおり

第2号様式 (第6条関係)

浄化槽の維持管理、補助金及び下水道に関する誓約書

年 月 日

宇多津町長 殿

私は、宇多津町から補助金の交付を受けた浄化槽について、浄化槽法を遵守して以下の内容を誓約いたします。また、補助金に関する指導や下水道が布設された際も、各種法令に準じて同様の誓約をいたします。

記

- 1 浄化槽法第10条に規定する浄化槽の保守点検
自ら保守点検を行う専門的な技術（同法第8条）を持っていない場合は、香川県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に保守点検を委託します。
- 2 浄化槽法第10条に規定する浄化槽の清掃
宇多津町長の許可を受けた業者に清掃を委託します。
- 3 浄化槽法第11条に規定する浄化槽の定期点検
指定検査機関（公益社団法人 香川県浄化槽協会）の行う水質に関する検査を受検します。
- 4 宇多津町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく補助金の返還等
要綱に違反して補助金の取消し、返還等を命じられた場合は、指導に従います。
- 5 下水道法第10条に規定する排水設備の設置等
公共下水道が供用開始された場合、遅滞なく公共下水道に接続いたします。

設置場所 _____

設置者 住所 _____

氏名 _____ 印

(本人の直筆とする)

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

宇多津町長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記により交付する。

記

I 交付金額	金	円
	うち浄化槽設置に係る分	円
	うち既存槽等撤去に係る分	円
	うち配管に係る分	円

II 交付条件等

- 1 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。

補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出てその承認を受けなければならない。

2 承認事項等

- ① 補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

- ② 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があった時は直ちに町長に報告しなければならない。

4 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内（第8条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

5 補助金の確定等

町長は、4の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

6 補助金の交付等

補助金は、5の規定による補助金の額の確定後、速やかにその全額を交付する。

7 補助金交付決定の取消し等

補助対象者が、第4条第2項の各号を含む第12条第1項の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の全部又は一部を取消すものとする。

補助金の交付を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、町長は補助金の返還を命ずることができる。

8 合併処理浄化槽の適正管理等

補助対象者は、補助金の交付を受ける合併処理浄化槽について、浄化槽法を遵守し、次の各号について適正に実施するものとする。

- ① 浄化槽法第10条に規定する浄化槽の保守点検
- ② 浄化槽法第10条に規定する浄化槽の清掃
- ③ 浄化槽法第7条に規定する設置後等の水質検査
- ④ 浄化槽法第11条に規定する毎年1回の定期検査

第4号様式（第7条関係）

補助金不交付通知書

様

年 月 日付で申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

年 月 日

宇多津町長

記

(理由)

第5号様式（第8条関係）

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

宇多津町長 殿

補助対象者 住 所
氏 名 印

年 月 日付け第 号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置
整備補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

（理由）

第6号様式 (第9条関係)

年 月 日

宇多津町長 殿

補助対象者 住 所
氏 名 印

実 績 報 告 書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、宇多津町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円
うち浄化槽設置に係る分 円
うち既存槽撤去に係る分 円
うち配管に係る分 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類 別添のとおり

第7号様式 (第10条関係)

年 月 日

様

宇多津町長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知する。

記

交 付 金 額 金 円
うち浄化槽設置に係る分 円
うち既存槽等撤去に係る分 円
うち配管に係る分 円

第8号様式 (第11条関係)

年 月 日

宇多津町長 様

補助対象者 住所

氏名

印

補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で額の確定のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金を、下記のとおり請求する。

補助金交付請求額 円

うち浄化槽設置に係る分 円

うち既存槽等撤去に係る分 円

うち配管に係る分 円

(振込先)

(金融機関名)			(本・支店、営業所等名)						
預金種目	当座	普通	口座番号						
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
フリガナ									
口座名義									